

## 酸素・硫化水素濃度測定器点検整備仕様書

水道部配水管理事務所（南部担当）

### 1 作業概要

上下水道局（以下「局」という。）水道部配水管理事務所（南部担当）が所管している酸素・硫化水素濃度測定器（以下「測定器」という。）を正常に稼働させるため、測定器の点検校正、各種試験、部品交換、故障の予防処置、故障箇所の修繕等、測定器の保守管理上必要なすべての業務を行う。

### 2 法令等の遵守

契約業者は、本仕様書、京都市上下水道局契約規程及びその他業務上関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

### 3 測定器仕様及び点検台数

酸素・硫化水素濃度測定器 1台

製造メーカー	新コスマス電機株式会社										
製造年月日	2016年8月										
型式	XOS-326										
製造番号	51365329										
検知ガス及び範囲	酸素 ( $O_2$ ) : 0~25.0vol% 硫化水素 ( $H_2S$ ) : 0~30.0ppm										
分解能	酸素 : 0.1vol% 硫化水素 : 0.5ppm										
指示濃度 ※同一測定環境下	酸素 : $\pm 0.5\text{vol}\%$ 以内 硫化水素 : FS $\pm 0.5\%$ 以内										
警報設定濃度	<table border="1"><tbody><tr><td></td><td>酸素</td><td>硫化水素</td></tr><tr><td>1段目</td><td>19.5vol%</td><td>10.0ppm</td></tr><tr><td>2段目</td><td>18.0vol%</td><td>15.0ppm</td></tr></tbody></table>			酸素	硫化水素	1段目	19.5vol%	10.0ppm	2段目	18.0vol%	15.0ppm
	酸素	硫化水素									
1段目	19.5vol%	10.0ppm									
2段目	18.0vol%	15.0ppm									
応答時間 ※周囲温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ の状況下	酸素 : 20秒以内 (90秒応答) 硫化水素 : 30秒以内 (90秒応答)										
寸法・重量	本体 : W66×H195×D29 mm センサー : $\Phi 44 \times 75$ mm (突起物は除く。) 約450g (電池除く。)										
電源	単3形アルカリ乾電池 2本										

### 4 測定器保管場所

水道部配水管理事務所（南部担当）（京都市南区上鳥羽鉢立町11-3）

### 5 完成期限（納期）

令和7年10月31日（金）

## 6 点検整備内容

次の項目について点検整備を行うこと。

(1) 各種試験、各部の劣化状況確認及び部品交換

- ア 外観及び構造試験
- イ ガス濃度の性能試験
- ウ 応答速度試験
- エ 本体外観等の劣化状況の確認
- オ 酸素及び硫化水素センサの交換
- カ フィルタの交換

(2) 校正

標準ガスにて校正を行うこと。

(3) 動作確認

- ア 表示部、ボタン、バックライトの動作確認
- イ 警報（ランプ、アラーム）の動作確認

※ 精度が要求される実ガスを使用する点検及び校正には専用設備、専用機材・治具が必要となるため、本測定器の製造メーカーにおいて実施すること。

## 7 故障対象品の対応

(1) 測定器の電池交換が必要な場合は、受託者が受託費用の範囲内で交換を行うものとする。

(2) 本契約の範囲で対処ができない異常が認められた場合は、速やかに症状及び修理の必要性等を局担当者に報告すること。

## 8 引取り、点検整備及び納品

- (1) 契約決定後、点検整備に係るスケジュール等について、速やかに局担当者に確認のうえ、測定器の引取りを行うこと。
- (2) 点検整備完了後は、測定器本体に校正実施日等を記載したシールを貼り、試験成績書を作成・添付のうえ、速やかに納品すること。

## 9 その他

- (1) 点検により異常な箇所があれば局担当者に報告を行い、処置に関する協議を行うこと。
- (2) 作業に要する工具・測定機器類等は、受託者の負担において用意すること。

## 10 その他

本仕様書に疑義がある場合は、入札前に局担当者の説明を受け疑義をただしておくこと。契約決定後に疑義を生じた場合は、局担当者の決定に従うこと。

(以下余白)